

小沢一郎 事件年表

平成22年

検察の動き

検察審査会の起訴相当議決をうけて田代検事が再聴取。のちこの調書(捜査報告書)が捏造であることが小沢氏の公判で明らかになる。

5/17 石川議員が再聴取の際、ICレコーダーで取り調べを録音。

5/21 1回目の起訴議決を受けたが検察は小沢氏を嫌疑不十分で再度不起訴に

明治大学大学院「検察・世論・冤罪Ⅲ」シンポジウム(23年12月22日)で東京弁護士会の山下幸夫弁護士が、「私は弁護士会で指定弁護士や審査補助員になる人を研修する立場にいた。弁護士会も依頼が来たときは、名簿の一番上に山下先生を置いていますと言っていた。しかし、小沢事件でまさに東京弁護士会にその依頼が来たとき、何故か米澤さんという別の弁護士が審査補助員になっていて、その人のもとで1回目の起訴相当議決が出たことを知って、非常にびっくりした。弁護士会の中で調べたり聞いたりしても理由がわからない。会長に聞いてもなぜそうなったかはわからないということだった」と証言。吉田弁護士は第二東京弁護士会所属。

9/21 前田主任検事が「村木事件」の証拠捏造で逮捕される

検察審査会法では「起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。」と定められているが、東京地検の開示資料より9月14日以前に検察官が向ういた形跡がなく、不当な議決であるとの指摘がなされている。

市民団体(真実を求める会)

3/9 小沢案件1回目審査開始

3/26 小沢事案2回目審査員の22年第2群を選定

4/27 1回目起訴相当議決
審査補助員: 米澤敏雄

5/21 小沢氏を再度不服申立て受理
申立

6/25 小沢事案2回目審査員の22年第3群を選定

7/8 東京第一検察審査会で小沢氏の別案件が不起訴不当に

7/13 審査開始
審査補助員: 吉田繁貴

9/14 起訴相当議決

民主党代表選挙当日で、まだ議決書が出来ていない状態で代表選をにらんだ、かけこみ議決であったと言われている。

10/4 議決署名

議決には平成16年中の「個人小澤一郎からの4億の借入と、個人小澤一郎に対する4億の返却の組」の不記載を指摘したが、検察が不起訴とした告訴内容を逸脱するものであった。また議決文に添付されている犯罪事実が石川議員の起訴状とそっくりで、丸写しの疑いも指摘される。

東京第五検察審査会の動き

審査員の平均年齢を34.55歳と公表。

暴力団内部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為者でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と議論を誘導。

審査員の平均年齢を30.9歳と公表、その後二転三転、結局は34.55歳となった。

裁判の動き

5/? 議員連盟事務局長と民主党副幹事長の辻恵衆議院議員が検察審査会事務局に対し、「審査補助員の選任方法や標準的な審査期間について聞きたい」という名目で電話を入れ事務所に来よう呼びつけたことが発覚。審査会側は要請に応じなかった。

6/2 小沢氏幹事長辞任を表明

6/4 鳩山内閣総辞職

6/8 菅内閣誕生、幹事長 枝野幸男

6/16 西松建設事件の起訴内容に陸山会事件を加える訴因変更を最高裁判所が認める。

7/11 第22回参議院議員選挙

9/14 民主党代表選挙で菅氏が小沢氏を破り再選、幹事長 岡田克也

結果は菅直人721点、小沢一郎491点であった。各地の立ち会い演説会では小沢コールが起き小沢人気は沸騰したが、サポータ票は菅249点、小沢51点と菅が圧倒した。サポータ票は各小選挙区に1票ずつ割り当てられその小選挙区で党员・サポーター得票1位を取った候補がポイント1を獲得する方式であった。その投票用紙は投票した候補者名を隠すシールが貼られておらず、実質の総理大臣を決める投票でありながら投票率が66%と低投票率であったこと、また茨城県内の倉庫に保管、外部委託したデータ集計業者が300の小選挙区ごとに事前仕分けしていることなどから大量の小沢票が抜き取られたのではないかと疑われている。また、サポータ票は開票後すぐ消却処分されてしまった。

は「西松建設事件」裁判

鳩山内閣

菅内閣

第二次菅内閣